

令和7年度 宗賀児童クラブ・放課後キッズクラブ利用のきまり

児童クラブ・キッズクラブは、学校から帰ってきてお家の方のお迎えの時間まで、異年齢集団の中で、制作活動をしたり友だちと遊んだりして、約束を守って集団生活をします。
利用のきまりをよく読んでいただき、ご理解・ご協力をお願いします。

1 児童館利用日、欠席、出席連絡について

- (1) 利用日に欠席される場合は必ず、口頭、電話、H&S(ホーム&スクール)等でお知らせください。
- (2) 電話は児童館の開館時間の午前10時からお受けできます。
- (3) H&Sでの連絡は当日午後1時までに入れてください。それ以降は、電話連絡をお願いします。
※ 基本的に返信はしませんのでご承知おきください。
- (4) 申請書に、利用日として申請されていない日、に利用する場合もご一報ください。
- (5) お迎えが申請した時刻を過ぎてしまう場合は連絡を入れてください。**午後7時過ぎは受け入れられません。**

2 児童の送迎について

- (1) 基本的に保護者の送迎をお願いします。保護者の了解のもとに、兄弟等のお迎えも可能です。
- (2) **いつもと違う方がお迎えに来る場合は、お知らせ下さい。**お子さんにも伝えておいてください。

3 緊急連絡先について

- (1) 申請書に緊急連絡先として書かれた連絡先については、勤務先を含め必ず連絡が取れるようにしてください。
- (2) お子さんの体調不良時、欠席連絡がなく児童館にお子さんが来ない場合など、連絡をさせていただく場合があります。

4 駐車場について

- (1) 旧児童館跡地駐車場をご利用ください。保育園・小学校との共用駐車場です。混み合う時間帯等、譲り合ってご利用ください。路上駐車、保育園の駐車スペース、小学校敷地内への駐車はご遠慮ください。また、お迎え後は速やかにお帰りください。

5 持ち物について

- (1) 上履き … 必ず記名をしてご用意下さい。学期末等、定期的に洗って下さい。
- (2) ハンカチ、ティッシュ。必要に応じて着替え、靴下の替え、(マスク)等
- (3) ぞうきん … 2枚。記名はしません。すぐに使用するので、**4月中に提出**してください。
- (4) 記名 … すべての持ち物に必ず記名をお願いします。靴の履き間違い等が多くみられます。

6 平日のおやつについて

- (1) おやつの提供は午後7時登録児童で、必要な家庭となっています。おやつ開始は午後6時からです。食べた後のごみは家に持ち帰ります。
- (2) 記名をした小型のジップロック等に、1回分ずつ食べきれの量を入れてご用意下さい。
- (3) ガム、あめ、作るお菓子、暑い時期のチョコレートは禁止です。
- (4) おやつは多くても5日分を保護者の方が児童館に届けてください。
- (5) 数の管理は、家庭でお願いします。児童館からはお知らせしません。

7 土曜日の利用について

- (1) 土曜日の児童館利用の申請をされた方は、**前の月の25日までに翌月の利用申請を提出願**います。「利用申請書」は児童館にあるので、希望される方は職員にお申し出ください。
- (2) 利用時間は午前8時から午後6時までの間の、登録してある時刻までです。**午後7時登録の場合も土曜日は午後6時までの受け入れとなりますので、ご注意願**います。
- (3) 持ち物
 - ①弁当・水筒・おやつ(午後4時30分から)
 - ②宿題、またはそれに代わるもの(本など)。
 - ③ハンカチ、ティッシュ、帽子。必要に応じて、汗拭きタオル、着替え、防寒着、マスクなど。

8 学校休業日の利用について

- (1) 保護者の就労等によって、長期休業や学校休業日に家庭で過ごすことが難しい場合、登録の内容に準じて受け入れます。
- (2) **利用時間は平日の午前8時から午後7時までの間の登録した時刻までです。午後7時過ぎは受け入れられません。**
- (3) その都度、H&Sで案内を配信します。令和5年度から学校休業日利用申込書は使用していません。学校休業日に児童館を利用されない場合は必ず、口頭、電話、H&S(ホーム&スクール)等で職員にお知らせください。
- (4) 来館後、途中で抜けて塾や習い事に行き、その後児童館を利用することはできません。学校の部活動は例外として認められていますが、必ず職員に連絡をお願いします。
- (5) 持ち物 **※土曜日利用と同様**です。

9 学級閉鎖、疾病等について

- (1) 感染すると登校できない法定伝染病などに罹患した場合、学校と同様に児童クラブ・キッズクラブの利用はできません。
- (2) 罹患が判明したら、速やかに児童館にも連絡をしてください。
- (3) 学校を欠席・早退した場合、保健室や病院で治療を受けた場合も利用できません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、その学級の児童は、児童クラブ・キッズクラブを利用することは出来ません。兄弟については特に制限はありません。
- (5) 学校から体調不良等の連絡があった場合も、児童クラブ・キッズクラブの利用は出来ません。

- (6) 台風、地震、大雪等の自然災害により朝から学校が休校になった場合は、利用できません。小学校同様、自宅待機をお願いします。

1 0 自学(学習・読書・ものづくり等)の時間について

- (1) 児童館では、静かに学習ができる環境を整えていますが、家庭学習の答え合わせ等はいりません。家庭学習の確認はご家庭でお願い致します。

1 1 その他注意事項

- (1) 児童館だより(クラブ・キッズ)は、毎月20日頃にH&Sで配信します。必ず目を通して下さい。また、必ず添付ファイルをご確認ください。
- (2) 利用時刻・利用形態(通常日利用から学校休業日利用への変更等)、住所、勤務先、連絡先等変更がありましたらお知らせ下さい。「クラブ利用許可変更申請書」の提出が必要になります。また、就労証明書の雇用期間を過ぎると改めて就労証明書の提出が必要になります。変更届はその月の15日までに提出すると、翌月1日から適用となります。15日を過ぎてしまうと翌々月の1日からの適用となってしまいますので、ご注意ください。提出場所は児童館で結構です。(市教委に直接提出されても構いません。)
- (3) 児童による「明らかに故意による器物損壊」が生じた場合、保護者の責任(弁償)となりますのでご承知おきください。
- (4) その他の児童館利用については、配布済みの冊子「利用のご案内」をご覧ください。

1 2 保護者会について

- (1) 児童クラブ・キッズクラブに登録されますと、登録の形態にかかわらず保護者会の会員となります。
- (2) 保護者会では、保護者会費を納入していただくことになっています。これに関しては、新年度、保護者会からお知らせが出ます。
- (3) 保護者会では年に数回、施設の環境整備等のため「保護者会作業」があります。ご協力をお願いします。

◎ご不明な点、お問い合わせは
こちらまで

塩尻市立宗賀児童館
電 話 : 0263-52-7817
メール : sougajidou@city.shiojiri.lg.jp